令和８年度次世代型太陽電池施工モデル創出業務委託
公募型企画提案募集要項

次世代型太陽電池の普及促進、県内企業の関連ビジネスへの参入促進を目的とし、次世代型太陽電池部会と連携した「ペロブスカイト太陽電池の施工モデル」を構築する業務委託について、企画提案を公募し、同業務の委託先を選定する。

１　業務の概要

（１）業務名称　　令和８年度次世代型太陽電池施工モデル創出業務委託
（２）業務期間　　契約締結日から令和９年３月 31 日（水）まで
（３）契約限度額　　8,000,000 円（税込）
（４）契約件数　　１件
（５）業務内容

別添契約書案のとおりとする。なお、契約書は企画提案内容を基本とし、契約候補者と静岡県との協議により、最終的に仕様を決定するものとする。

２　担当部局及び提出先、問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課
住所　　420-8601　静岡市葵区追手町９－６
電話番号　　054-221-2949
電子メール　energy@pref.shizuoka.lg.jp

３　参加資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（２）静岡県が発注する建設工事に係る入札参加資格において、「電気工事」の業種について入札参加資格を有する者、又は新たに入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
（３）静岡県内に本社または支店等の営業の拠点を有すること。
（４）静岡県の物品調達等、一般業務委託及び建設工事に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（６）次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

４　応募日程　　※応募状況により日程を変更する場合がある。

質問書の提出期限	令和８年 11 月　４日（水）午後５時
質問書の回答閲覧期間	令和８年 11 月　９日（月）
企画提案書の提出期限	令和８年 11 月　９日（月）午後５時
ヒアリング審査	令和８年 11 月 13 日（金）

５　応募手続

（１）応募方法

電子メールにて応募書類の電子ファイルを提出すること。応募書類の形式は、ワード、エクセル又は PDF ファイルとすること。

（２）応募書類

ア　企画提案書（様式第１号）、見積書（様式任意）、説明資料（自由記述）

イ　納税証明書

申請日から３ヶ月以内で、法人都道府県税に未納がない証明とする。

ウ　会社概要書

設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたものとする。

（３）様式の入手方法

静岡県エネルギー政策課ホームページからダウンロードすること。

（https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/energy/10

71706/1086249.html）

6　質問の受付及び回答

（1）質問方法

電子メールにて質問書（様式第２号）を提出すること。

（2）質問回答方法

質問書を受理した日から２日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、静岡県エネルギー政策課ホームページに掲載する。

（https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/energy/1071706/1086249.html）

7　契約候補者の特定

（1）参加資格を有する者を対象に、ヒアリング審査を実施し、表１に掲げる評価項目に基づき、合計点数が最も高い者を契約候補者として特定する。

（2）ヒアリング審査はＷＥＢ会議形式で行い、所要時間は１提案につき 20 分程度（プレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分）とする。ヒアリング審査の開催時刻等は、別途通知する。

（3）ヒアリング審査実施後３日以内に、書面により選定結果（特定通知書もしくは非特定通知書）を通知する。

（表１）評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実績	本業務につながる十分な業務実績又は研究実績を有しているか	10
実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整い、能力を有した人材を確保しているか	10
提案内容	提案内容が的確で効果が見込めるか	20
説明内容	説明や資料が分かりやすくまとめられているか	5
経費適正	予算の積算内訳が適切か	5
	合計	50
加点項目	パートナーシップ構築宣言ポータルサイトへの登録	1

8　その他

（1）手続きに用いる言語等は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

（2）応募書類は、原則として返却しない。

（３）応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。
（３）応募書類の内容について、関係機関に照会することがある。
（４）応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。
（５）応募書類は、静岡県情報公開条例（平成 12 年 10 月 27 日条例第 58 号）に基づく情報公開の対象となる。応募書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。
（６）応募書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
（７）応募書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書を無効とすることがある。